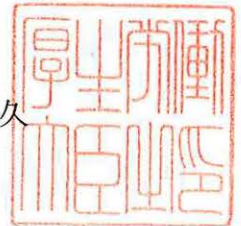




厚生労働省発食安0901第1号
平成27年9月1日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について意見を求めたことの下取り下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成19年8月2日付け厚生労働省発食安第0802002号をもって貴委員会の意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム

